

各位

【プロゼミコース】

ファルクラム 第29回プロゼミ



～歯科技工所の事業の「サービス業」該当性～
(名古屋高裁平成18年2月9日判決)

今回取り上げる事件は、いわゆる「歯科技工士事件」です。

消費税法上の簡易課税制度の適用において「サービス業」とはいかなる業種を指すのでしょうか。日本標準産業分類に従うと考えるべきなのか、あるいは、消費税法から独自の解釈を導出すべきなのかという問題は、深い検討を要する問題であると思われま

す。「サービス業」に当たるか否かは直接、税額控除額の計算に影響を及ぼす問題ですから、実務的な関心も高い問題であるといえま

★プロゼミ会員募集中★

【プロゼミコースとは】

◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制のゼミコースです。

◆具体的には、毎回1つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。

◆受講料：年会費18万円(月額1万5,000円)

※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は、開催月のみ2万5,000円(非開催月は1万5,000円)

【会員特典】

◆プロゼミ研究会の無料参加(年間8回開催(2・3・5・8月は非開催月))

◆公開セミナーの無料参加

◆毎月1回の学習用講義DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義DVD。40～60分程度)

◆プロゼミ研究会欠席時のDVD無料送付

◆日時：2017年10月21日(土) 16:20～18:00

◆会場：虎ノ門NNビル 2階 会議室
(東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル2階 地下鉄虎ノ門駅 4番出口 徒歩3分)

◆講師：酒井 克彦 ファルクラム代表理事
(中央大学商学部教授)

★本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です(なお、必ずしも認定を保證するものではないことをご了承ください)。

【内容】

●歯科技工所における事業が消費税簡易課税制度の適用において「サービス業」に当たるとされた事例—名古屋高裁平成18年2月9日判決—

上記事例を素材に議論・酒井教授の解説等を行います。

【次回のご案内】第30回プロゼミ

◆日時：11/11(土) 16:20～18:00 (予定)

◆会場：虎ノ門NNビル 2階 会議室

◆テーマ：未定



FAX 参加申込書

FAX 番号:042-806-9844

プロゼミ受講者(1)ご芳名	プロゼミ受講者(2)ご芳名
事務所名	Mail address(既会員は省略可)
ご住所(既会員は省略可)	
TEL(既会員は省略可)	FAX(既会員は省略可)

◆主催：一般社団法人ファルクラム (詳細はHPをご覧ください <http://fulcrumtax.net/>)
〒185-0033 国分寺市内藤1-25-1 B号 TEL042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く
お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail : jimu@ful-crum.info)